

委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

（ 1 ） 提言とりまとめ以降の状況

1/17：第 16 回委員会 提言とりまとめ

1/18：提言説明会

1/24：運営会議

1/24：第 17 回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。

1/29：第 21 回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。

2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。

2/ 6：運営会議

2/20：運営会議

2/24：第 18 回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。

2/24：第 1 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換

3/ 8：第 1 回治水部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換

3/ 8：第 1 回利水部会：〃

3/ 8：第 1 回環境・利用部会：〃

3/10：運営会議

3/27：第 2 回利水部会：説明資料に関する意見交換

3/27：第 2 回治水部会：〃

3/27：第 2 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換

3/27：第 2 回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の 3 つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。

3/27：第 19 回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換

4/10：第 3 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

4/10：第 3 回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）

4/11：第 3 回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換

4/14：第 4 回治水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換

- 4/14：第3回利水部会：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）
- 4/18：第4回住民参加部会：説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- 4/18：運営会議
- 4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- 5/10：運営会議
- *5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- *5/19：第22回琵琶湖部会：説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換
- 5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会：「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」として、公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- *5/27：第5回住民参加部会：説明資料に関する意見交換
- *5/29：第5回環境・利用部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換
- *6/2：運営会議
- 6/7：第1回治水部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/7：第1回利水部会検討会：〃
- 6/7：第5回淀川部会検討会：〃

〔*は4頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい
5/25 琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の結果報告については、資料 2-1 を参照下さい〕

(2) テーマ別部会の設立について

第18回委員会(1/24)においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第19回運営会議(2/6)にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第19回委員会(2/24)にて決定された。

(3) 委員の追加、退任について

2/1：全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員3名が退任。

3/27：本人の希望により、委員1名が退任。

環境経済学(委員退任に伴う補充のため)を専門とする委員1名と行政法(補強のため)を専門とする委員1名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員1名が住民参加部会に所属を追加。

(4) 今後の予定

<委員会>	<部会>直近の部会のみ記載
6/20 : 第 22 回委員会 (注) 7/12 : 第 23 回委員会 (注)	6/17 : 環境・利用部会ゾーニングに関する検討会 6/18 : 猪名川部会検討会 6/26 : 第 24 回琵琶湖部会 (予定) 6/26 : 淀川部会検討会 6/28 : 利水部会検討会 7 /5 : 第 21 回淀川部会

注 : 第 22、23 回委員会の開催日が当初予定から変更となっています。

第 22 回委員会 (6/27→6/20)、第 23 回委員会 (7/15→7/12)。

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

第 24 回運営会議（2003. 6. 2 開催）結果報告	5
-------------------------------------	---

< 委員会 >

* 第 21 回委員会（2003. 5. 16 開催）結果報告	6
---------------------------------------	---

< 琵琶湖部会 >

第 22 回琵琶湖部会（2003. 5. 19 開催）結果概要（暫定版）	8
--	---

< 環境・利用部会 >

* 第 5 回部会（2003. 5. 29 開催）結果報告	14
-------------------------------------	----

< 住民参加部会 >

第 5 回部会（2003. 5. 27 開催）結果概要（暫定版）	16
--	----

注：*印のついているものは、現在、結果概要作成中です。

開催日時：2003年6月2日(月) 17:00～19:30

場 所：ホテルグランヴィア京都 7階 式部の間

参加者数：委員7名(委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長代理、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長(猪名川部会長代理兼任)、住民参加部会長)、河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

①今後の進め方

＜原案審議の進め方について＞

- ・ 意見書は、10月提出を目標とする。
- ・ 意見書については、各テーマ別部会のとりのまとめを元に骨格を作成し、地域別部会のとりのまとめを追加してまとめていく。テーマ別部会が地域的な観点での検討が必要と判断した内容については、地域別部会で審議する。また、地域別部会からテーマ別部会への審議依頼も有り得る。
- ・ テーマ別部会のとりのまとめを第23回委員会(7/12)と第24回委員会(8月下旬)に提出する。地域別部会についても当該委員会までの検討結果を報告する。
- ・ 「部会場でより深まった議論を行うため、部会前に議論の進め方や検討ポイントの整理と、これまでに出示された資料の理解を深めるための検討会を開催して部会に臨んではどうか」との提案がなされ、了承された。検討会の進め方は部会長に一任された。なお、検討会には河川管理者の出席を依頼する。会議は公開しないが、資料や議論内容については公開する。
- ・ 第24回委員会(8月下旬)にて、河川管理者に河川整備計画原案(案)について説明頂く

＜今後の委員会日程等について＞

- ・ 第22回委員会(6/20)の会場を大阪府立体育館とする。
- ・ 第23回委員会を7/12(13:30～16:30)に開催する。
- ・ 第24回委員会を8/25以降開催予定とし、日程調整を行う。

②5/31に中止された部会の開催について

- ・ ①の「原案審議の進め方」に関する議論を受けて、まず、各部会とも検討会を開催した上で部会を開催することとなった。
- ・ 6/7に治水部会検討会(10:00～12:00)、利水部会検討会(13:00～15:00)、淀川部会検討会(15:00～17:00)を開催する。
- ・ 6/18に猪名川部会検討会(13:30～15:30)を開催する。

③第22回委員会(6/20)の進め方について

- ・ 主な議題は、「説明資料(第1稿)への部会からの意見に関する報告」「説明資料(第2稿)の説明と質疑応答」とする。
- ・ 説明資料(第2稿)について60分程度で説明頂いた後、質疑応答を40分程度行う。

④その他

- ・ 淀川部会への所属を希望されていた田村委員(3/27に委員会および住民参加部会委員に就任)については、淀川部会委員に就任頂くことを第22回委員会(6/20)にて承認頂く。
- ・ 第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。開催案内および日程調整は後日行う。
(河川管理者からの要望：「第21回委員会(5/16)にて確定した提言別冊に記載している対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」→詳しい内容については、第5回住民参加部会結果報告参照)

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年5月16日（金） 13：30～18：15

場 所：東洋ホテル 2階 大淀の間

参加者数：委員 41 名、河川管理者 23 名、一般傍聴者 430 名

1 決定事項

資料 2-2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」（2003.1.17 に確定した流域委員会提言の追加提言となるもの）を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。

2 審議の概要

①第 20 回委員会の報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」に基づき、委員会、地域別部会、テーマ別部会の今後の進め方等について報告が行われた。

②一般意見の聴取・反映に関する提言について

資料 2-2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」について説明が行われた後、「1 決定事項」に記したとおり、資料 2-2 を流域委員会の提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。

③説明資料（第 1 稿）のダム部分に関する説明

○ダムの検討に関する説明

河川管理者より、前回委員会にて説明のあった 2 ダムを含む 5 つのダムについて、検討の見通しと整備計画原案の記述について下記の説明が行われた。

「今年の夏時点で策定予定の河川整備計画原案には“調査検討する”と記述し、調査を継続したいと考えている。調査検討の結果については、この流域委員会や自治体、住民に説明して意見を頂くことを予定している。計画に実施と位置づけられるまでは本体工事には着手せず、地域生活に必要な道路や防災上途中でやめることが不適当な工事のみを行う」

○丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダム計画の見直し案についての説明

資料 3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-2「余野川ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「ダム計画の見直し案説明資料参考資料」を用いて河川管理者より説明が行われた。

○質疑応答、意見交換

河川管理者からの説明に対し委員から、ダムの検討の進め方に関する確認、見直し案の説明や今後の検討方向に対する意見が出された。

冒頭、委員長代理より「この委員会は、従来の方式と異なり、河川整備の理念を示した提言を提示し、それに基づいて具体的な整備計画案を作成する過程にきている。今回、整備計画において最も利害が対立するであろうダムについての考え方が示された。これに対して、一定の時間、範囲にはなるが、委員会は議論を積み重ねて具体的な意見をきちんと言うべき。まさに委員会の力量が計られる」との説明が行われた後、河川管理者説明に対する質問、意見交換が行われた。主な意見、やりとりは下記のとおり。

- ・「調査検討が続いている間は、基本的に本体工事は実施しない」と明言された点については、従来のやり方から言えばかなり思い切った発言である。(委員長代理)
- ・本来ダム建設の目的の一つであった利水に関する精査確認について説明がないまま、本来の建設目的を変えた説明がされたが、こんなことが許されるのか。
- ・治水と利水のプラス面と環境のマイナス面が天秤にかけられるような状態にないと、バランスのとれた評価はできない。それはいつできるのか。
→流域委員会の提言の理念に沿って見直しを行っているため、従来の計画とはかなり変わっている。しかし、利水も含めた調査検討がとてまと数ヶ月でできないため、計画では「調査検討」と位置づけ現段階では「実施」としない、また「実施」と位置づけられるまで本体工事は原則中止する、としている。(河川管理者)
→ダム以外の事業も含めて「検討」と記述したものに対して、委員会には検討の妥当性や、やり方、方向性が適切か等を議論頂き意見して頂きたい。(河川管理者)
- ・誰がコストを負担するのか、というコストアロケーションの検討を行い、ダムの必要性と合わせて議論し精査する必要がある。
- ・住民意見の反映についても提言に沿って何らかの記述が欲しい。
- ・費用効果分析、費用便益分析の両方が必要。その際には、これまでに費やした費用も含めて代替案比較を行うべき。
- ・「社会的影響が大きい」との説明があったが、その意味も含めて説明頂けるとそれを克服する方法についての検討も可能となる。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者7名から、「住民意見を聴いていく上でファシリテーターの位置づけが重要だ」「琵琶湖の環境保全を目的とした丹生ダム計画は妥当。早急に結論を」「水利権と使用実態の乖離が反映されていないなど、丹生ダムの渇水シミュレーション内容が不適切」「市民生活の安全確保のために大戸川ダム建設を」「湛水試験中に周辺地域の地盤に亀裂が入るなど、何が起きるか分からないのがダム建設。慎重な討議を」「気象の変動も考慮して余裕を持った計画を」「ダムの良い面だけを説明している。原資料をもとに議論すべき」等の発言があった。

以上

※ このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第 22 回琵琶湖部会 (2003.5.19 開催) 結果概要 (暫定版)

03.6.9 庶務作成

開催日時 : 2003 年 5 月 19 日 (月) 12 : 30 ~ 16 : 00

場 所 : 大津プリンスホテル コンベンションホール 「淡海 6」

参加者数 : 委員 14 名、河川管理者 15 名、一般傍聴者 117 名

1 決定事項

- ・ 5 月 25 日 (日) 開催の一般意見聴取試行の会は部会の活動として行われることが確認された。
- ・ 5 月末までに、各委員は説明資料 (第 1 稿) および具体的な整備内容シート (第 1 稿) の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等を庶務に提出する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料 1 「委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降) 」 をもとに報告が行われた。

②「説明資料 (第 1 稿) 」 および「具体的な整備内容シート (第 1 稿) 」についてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換

i) 資料 2-2 「テーマ別部会の状況報告 (開催状況、主な意見等) 」 をもとに、テーマ別部会の審議内容の報告が庶務より行われた後、各部会所属の委員より追加・補足が行われた。意見の内容については、「4 主な意見」を参照。

ii) 資料 2-1 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 (第 1 稿) (庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り) 」 をもとに、説明資料と整備内容シート (第 1 稿) の琵琶湖部会に関連する部分について、部会長より「部会としてこれだけは主張すべき、整備計画としてこの項目は載せるべき、こう書くべき等の点についてできるだけ具体的に意見交換して欲しい」との説明の後、主に資料 2-1 の P1 ~ 6 に関して意見交換が行われた。意見交換の内容については、「4 主な意見」を参照。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、整備計画の内容に沿って議論するのではなく提言の具体化を議論すべき / ダムについて部会で数字を含めた具体的な議論を / 瀬田川へ 1500m³/s 流して下流がもつのか、これだけ流す必要性があるのか。数字についても検討してほしい等の発言があった。

3 今後の予定

次回の第 23 回琵琶湖部会は 6 月 10 日 (火) 13 : 30 ~ 16 : 30 に開催する。その後の日程として、6 月 26 日 (木) 、7 月 9 日 (水) のそれぞれ 13 : 30 ~ 16 : 30 の開催が予定されている。

4 主な意見

①説明資料（第1稿）および具体的な整備内容シート（第1稿）についての意見交換

i) これまでに開催されたテーマ別部会の議論内容についての追加・補足意見

- ・環境・利用部会については、幅が広すぎて議論の焦点が絞りきれなかった感がある。目標値をどこに設定するかということも今後議論していかなければならない。
- ・利水部会で主に議論されたのは水需要管理のあり方についてだったが、水需要の精査は現在確認中でまだ結果が出ていないこと、また、河川管理者としてできる部分は限られているということで、具体的な議論があまりできていない。
- ・住民参加部会の一番大きな仕事は、住民参加について提言の別冊を提出することで、これは先日の第21回委員会で採択された。説明資料（第1稿）に対する意見交換は、検討すべき骨子について議論がなされた程度である。

→住民参加は、治水、環境など全ての項目と関連があり、また、流域の住民との関わりも深く、その実態を踏まえて考えなければならない。住民参加の提言は出たが、これを始まりとして具体的な事例を経験として積み上げていくことが大事であると認識している。

- ・ダムの問題については、テーマ別部会では断片的にしか議論できていない。地域別部会でも、例えば丹生ダムは琵琶湖部会が対象とする地域のダムだが、利水等の面で京阪神地区にも関係しているので、地域を限定した議論はできない。どのように議論するかが課題と思う。淀川部会の対象地域に入っている大戸川ダムと天ヶ瀬再開発は琵琶湖と密接な関連があり、瀬田川洗堰の操作等を含め総合的な議論が必要である。

ii) 説明資料と整備内容シート（第1稿）（琵琶湖部会に関連する部分）についての意見交換

○今後の審議の進め方について

- ・琵琶湖部会として「これだけは主張すべき」「整備計画としてこの項目は載せるべき、こう書くべき」等についてできるだけ具体的に意見交換して欲しい。6月中に第一次の議論は終えたい。（部会長）
- ・これまでに委員から文書で出された説明資料（第1稿）に対する意見で、琵琶湖に関連する部分を抽出し、次回の資料にしてもらえば二重に議論せずすむだろう。

○「はじめに、河川整備計画の基本的な考え方」の部分について

- ・「検討」には2つのタイプがある。一つは国土交通省、河川法の範囲内で検討か実施か決められることであるが、現段階では何々の検討が必要である、というもの。もう一つは、現存の法律等のため国土交通省だけではできないので他の省庁や自治体との調整が必要なものである。「はじめに」のところでは、このことを明らかにした上で、さらに国土交通省としてはこの方向で調整していきたい、という姿勢まで書いてほしい。琵琶湖自体が直轄区間ではないので、淀川水系を考える時、直轄もそうでないところも含めて考える必要があるが、それをこの「はじめに」のところではどう表現するかも第2稿では考えていただきたい。（部会長）
- ・この部分のどこかに、行政主導型から住民との協働型の河川整備へ転換するという意思表示を入れてほしい。

- 住民参加に関する提言の別冊が前回の委員会で承認され、提出されたところなので第2稿以降にはそれを取り入れて欲しい、という意見としてとらえていいか。(部会長)
- ・3章の2)の最後の2行「河川環境の観点から琵琶湖の水位と水利用との調和を図りつつ、できるだけ保持」だが、「できる範囲内で河川環境との調和をはかる」という表現になっており、提言の「自然が自然を、川が川をつくる」という理念よりも一歩引いた形になっている。もう少し踏み込んだ表現にできないか。
 - 「できるだけ」という言葉については、自然環境の保全が河川法で目的化されているため、そのことを明確に伝える表現にして頂きたい。(部会長)
- ・琵琶湖については3章の2)で数百万年云々と書かれているが、現在の河川の価値についても、特に都市化の進んだところでは残された自然として今後一層重要になっていく、といった内容を盛り込んでほしい。
- ・3章の3)の中で「河川的环境や生態系に影響」、「ダム建設は～地域社会に大きな影響」とあるが、ここで言う影響とは悪影響を与えたということではないか。その位置づけをはっきりさせるべき。例えば提言では「生物の生育・生息環境の悪化」と明記している。
 - 悪影響というと、何を悪とするかという話になる。もちろん悪もあるが悪と判断しきれないこともあるので、ここでは広く「影響」でいいのではないか。
 - どこに影響を与えたかということも含めて、ここは表現を再考してほしい。(部会長)
- ・3章の4)では、「あらゆる人間活動が水循環系に変化を与えている」という表現になっているが、あらゆる人間活動というより、下水道政策やアスファルト舗装等の事業のあり方を問うべきではないか。
 - 人間活動を広く捉えれば全て含まれるので、問題はないのではないか。

○「計画策定」の項目について

- ・具体的な整備内容で、5.1.2の「河川レンジャーの活動拠点として～遊水スイスイ館などを試行的に活用」の次の行辺りに、「自治体や住民組織、NPOが既に設置している類似施設の活用を図るとともに、小さな領域（例えば小学校区や公民館）などを単位とした新しい活動拠点を整備することが望まれる」ということを入れてほしい。また、「河川レンジャー」という名称については、それぞれの地域の実情に応じ、地域住民にとってなじみやすいものとする」など、「河川レンジャー」が仮称であることを追記してほしい。さらには「洪水被害ポテンシャル委員会」は「災害に強い地域社会づくり」にするなど、その分野外の人が見て分かる言葉に変えてほしい。
 - 河川レンジャーという言葉については二転三転しており、提言とりまとめの際に「川の守人」などいくつかの候補をあげて議論してきたが、結局河川レンジャーに落ち着いたという経緯があることを理解してほしい。
- ・5.1.1「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として淀川水系流域委員会を」と5.1.2「住民との連携～」の間に、「一般の住民が参加する対話集会あるいは討論会を必要に応じて設置する」ということを明記した方がいいのではないか。また、河川レンジャーへの委託についてだが、特定の人や団体に固定して何でも委託する形はよくないと思う。例えば河川レンジャーは登録制として、事業ごとに仕事を委託するなど、住民団体の間で軋轢が生じないように配慮すべきだ。この部分に関しては住民参加部会などでさらに議論が必要であ

る。

→河川レンジャーの役割分担については、どこまで明確になっているのか。

→基本的には行政と住民が、これまでやってきたことに基づいてそれぞれの得意分野を
するということだと思う。地域には環境教育の実績のある団体もあり、ケースバイケ
ースで役割分担をすべき。環境教育は全て河川レンジャーというように規格を統一す
べきではないと考えている。

→そういう考え方もあるが、河川レンジャーは少し特殊な、教育された人として捉え、
役所と住民の間に立って動いてもらった方がわかりやすいと思う。

→河川レンジャーについては、委員会が河川管理者に提出した提言に最低限のところは
書いているので確認してほしい。また、もともと日本の地域の自治会には、堤防委員、
或いは河川委員などがいて、大雨が降ったら見回るなどしていた。現在ではそのよう
な地域の力が失われているが、住民は必ずしも無力ではない。行政と住民とが協働関
係をつくっていくコミュニケーションのプロセスが大事である、というのがこの議論
の背景にある。

→ある人に行政から権限を与えて、その人が指導するということが本当に住民参加の面
から考えて適切かをもっときちんと議論すべき。

→この部分については、住民参加部会で討議すべきことであるので、ここででは審議の
参考となるような意見を出すに留めてほしい。

○「河川環境」の項目について

a) 河川形状

- ・4.2.1の2行目で「瀬と淵が形成されるなど、多様な形状を持つ河道の復元を図る」という
記述があるが、これに対応する具体的な整備内容では瀬や淵のことに触れられていない。
瀬や淵が形成されるための整備もあるべきではないか。

→瀬と淵のみを対象に整備を実施するというよりは、結果として瀬や淵が創出され得る
という考え方で、特にここで項目として挙げてはいない。(河川管理者)

→たとえば瀬や淵に関しても、ここは創出すべき、あるいはここはそのまま保全すべき
といった意見があれば委員から具体的に提示すればよい。(部会長)

- ・5.2.1の(2)横断方向の河川形状の修復の実施の項目の中で、地区毎に「実施」と「検討」
とに分けて書かれているが、それに関して環境影響調査はどのように進んでいるのか教え
てほしい。

→「実施」としている事業については、必要な調査はある程度進んでいる。箇所によっ
ては多少の調査を残しているものもあるが、それについては整備内容シート(第1稿)
を見てほしい。「検討」と書いているものはまだ現地の環境を調べる等の課題が残っ
ているということである。(河川管理者)

- ・整備内容シート(第1稿)の環境-6にあるイメージ図や環境-12に掲載されている野洲
川河口部を見ると、河川管理者の「水辺移行帯」は私たちの考えている「水陸移行帯」と
違うように思える。「水辺移行帯」をどのようにとらえているのか。

→環境-6のイメージ図については、環境・利用部会でも同様の指摘があったが、これに
ついては本来「利用」の項目で載せるべき内容であり、「水辺移行帯」とするにはふさ

わしくないと考えている。また、環境-12の野洲川は現状の写真であり、今後どのように改善していくか検討が進んでいない状態である。(河川管理者)

→野洲川河口部については環境・利用部会でも議論があった。その際、環境-12に書かれているフローチャートは住民参加を含むより精度の高いものをつくる、検討は整備局のみで行うのではなく委員会等をつくって行う、など一つの見本となるようにしてほしいと要望を出しており、河川管理者からもそのような形で進めるとの回答をもらっている。

→時間の経過とともに自然が河口を形成していくことも考慮に入れた検討や設計をしてほしい。できるだけ手を加えずに自然の状態を見ていくことも行ってほしい。

→また、検討にあたっては、土砂の流出の問題や浜欠けの可能性(予測)なども重要な問題かもしれない。(部会長)

- ・河川の縦方向の修復には、河床の掘削も一つの整備手法として視野に入れてはどうか。伏流水となっている、天井川、粘土質で硬い古琵琶湖層などの要因を考慮すれば滋賀県では有効な手段ではないか。

→河床を掘削し盛り上がったところを削ることで、流砂や、魚の遡上や流下の阻害の問題も解決される。5.2.1の(3)の2の下に一つの項目として河床の掘削、整備ということを入れてはどうか。

→河床掘削について、治水上の利点はわかるが環境上の利点については検討していなかったのでは教えてほしい。(河川管理者)

→その件については、たとえば兩岸にビオトープとなる河畔林を残す、土砂を押し流す力が掘削により大きくなるなど、多数の利点をあげて既にコメントを出しているのもそれを見てもらいたい。

→掘削によって短期の環境破壊や濁りが発生する。長期での長区間での計画を立てた上で総合的に議論する必要がある。

- ・魚類にとっての縦断方向の連続性の回復について、水田の有効性を農水省と連携して検討すべき。既に水田に魚道をつくるという実験的な試みも実際に行われている。
- ・ある程度自然にまかせて「ここはしばらく手を加えない」という整備があってもいいのではないか。(部会長)

b) 水辺移行帯

- ・現在、水陸移行帯は区域毎で考えられているが、生態系を考えると、面積や総延長をいかにして担保するかという方向性が必要。湖岸堤の下にトンネルを設けて魚類などの移動経路を担保するなど実験的に行い、琵琶湖全域で生物が移動できるような構造を考えていかなければならない。

c) 施策の連携について

- ・整備内容を見ると、施策相互間の連携がとれていないように思える。例えば水陸移行帯の冠水には水位操作が大きく影響するため、水位の検討中に水陸移行帯の事業を実施しても、結局は魚の産卵期の夏場にヨシ帯に水がなく、生態的な機能が発揮できないような水陸移行帯となる可能性がある。

→水位操作に関して「検討」となっている場合、その検討が全て終わるまで、今「実施」

とされている水陸移行帯についても待つべきか等も議論すべき。また、「検討」となっている水陸移行帯や内湖、湿地帯の具体的な箇所について、どのような検討が行われるのかを河川管理者は明示すべきである。(部会長)

- ・5年後に検討を行うのか、10年後なのか等、河川管理者は「検討」の中身をより具体的にしていくべき。また、各整備の整合性、施策の実施の順番を整理すべきである。

d) 外来種対策

- ・外来種対策には、進入や繁殖のしにくい環境構造の検討も必要。たとえば、琵琶湖・淀川水質保全機構の利用センターでは5cm×5cmのゲートを設けると大型個体の外来種がほとんど入って来ず、小型個体の在来種が非常に多いことがわかっているが、その研究データをもとに複数の実験プランをつくるなどのやり方が考えられる。

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・提言が出た後も下流では工事が進行し環境破壊が続いており、これでは何のために提言が出されたかわからない。整備計画の内容に沿って議論するのではなく、提言に沿って整備局が具体案を出しているのか等、提言の具体化を議論すべきではないか。ダムについてもこの部会で数字を含めたより具体的な議論をしてほしい。1500m³/s 流して下流がもつのか、これだけ流す必要があるのか。この数字についても検討してほしい。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

開催日時：2003年5月29日（木） 13：30～17：00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員19名、他部会委員1名、河川管理者18名、一般傍聴者91名

1 決定事項

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

②「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート」についての議論

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、第1稿に関する意見交換が行われた。

○ゾーニングの設定について

自然環境保全の目標を達成するための手段としての「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで下記のとおり議論が分かれたため、「1決定事項」の通り、次回部会までに検討会を開催して論点を整理し、部会で意見案を検討することとなった。

ゾーニング設定肯定意見：環境保全のための目標を実現する手段としてゾーニングを設定すべき／ここだけは手を付けない、という区域を設定すべき

ゾーニング設定否定意見：利用を促進する恐れもあるのでゾーニングは必要ない／ゾーニングは人間側の論理ではないか／水系全体が保全されるべきなのでゾーニングは必要ない

○資料2に対する主な追加意見

<自然環境、水質>

- ・森林や琵琶湖の保全など、国土交通省の権限外にあるが河川に影響があると考えられる部分については、何らかの働きかけをすべきであり、その方策を計画には盛り込むべき。
- ・「事業の評価」といった場合に、ダムによって失われる自然環境の評価等、プラス面だけではなく、マイナス面の評価も行っていくべき。また、マイナス影響がある場合、再生（森林伐採に対する植林など）の義務づけも盛り込む必要がある。
- ・望ましい河川、河川水質を維持するための管理方策を、流域界にまで視野を広げて理念として記してほしい。
- ・水質管理目標としては、生物指標（イタセンパラが棲めるなど）を目標とした方が分かりやすいのではないか。その際には、1種類ではなく複数の種類を基準とすべき。生物指標は分かりやすいので住民のモニタリングへの参加、環境教育面からも重要である。
- ・水質を管理するためには、汚濁の発生源を特定できる観測網をどうつくるか、得られたデータをどう発信し利用するかが重要なポイントとなる。
- ・今後増加すると考えられる産業廃棄物処理場等への規制の方策や考え方を盛り込むべき等。

<利用>

- ・水上バイクの利用規制を明確に位置づける方向で今後検討すべき。
- ・河川敷利用について、短、中、長期のグラウンド等の段階的削減イメージを明記すべき等。

○委員会への提案（検討班の設置）について

「説明資料（第1稿）で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や内容」「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」について、「総合的な検討が必要であるため、委員会のなかに検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないか。運営会議に諮って頂きたい」との提案がなされた。

※検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から「水上バイクには全面規制を、プレジャーボートにはエンジン規制等を行っていくべきだ」といった発言がなされた。

※このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

第5回 住民参加部会（2003.5.27開催）結果概要（暫定版）

03.6.6 庶務作成

開催日時：2003年5月27日（火） 15:00～18:40

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大ホール

参加者数：委員 11名、河川管理者 16名、一般傍聴者 55名

1 決定事項

- ・各委員は、説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容を6月4日（水）までに庶務に提出する。
- ・住民参加に関する他部会や委員会での意見も、住民参加部会からの第1稿への意見に取り入れる。委員は、他部会や委員会からの意見の中で「これは入れるべきでない」というものがあれば、上記と併せて提出する。
- ・上記の委員からの意見およびこれまでの部会・委員会での意見のとりまとめを、庶務より6月9日（月）に部会委員に送付する。
- ・各委員は6月9日に送付予定の意見のとりまとめに対する修正意見を6月12日（木）までに庶務に提出する。
- ・部会長、部会長代理は委員からの意見をもとにして意見のとりまとめの最終修正を行い、第22回委員会（6/20開催予定）にて報告する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

②「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換

i) 議論の進め方について

部会長より、資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに本日第1稿に関する意見交換を一通り終え、6/20の委員会に提出する部会からの意見をまとめたことと提案があり、上記「1 決定事項」の通り進めることとなった。

ii) 委員会および他部会の議論内容について

資料2-2「住民参加に関する委員会・他部会での意見」をもとに委員会や他部会で議論された住民参加に関わる内容について説明が行われ、その後部会長の提案で上記「1 決定事項」の通り決定した。

iii) 意見交換

資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに、これまで部会で議論されていない第1稿の内容（環境、治水、利水、利用、ダム）について意見交換が行われた。主な意見については「4 主な意見」を参照。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名より「5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（若者討論会）で提案をし

た。結果を他の部会や委員会などでまた議論してほしい」「住民の本音を聴く仕組みが必要／身近な水質検査をしたいと思っているが、やり方を教えてくれる所がない」等の発言があった。

3 その他

- ・第6回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ後日調整する。
- ・河川管理者より「対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらないので、具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい」との要望があり、部会終了後、委員と河川管理者で意見交換が行われた。さらに意見が必要な場合には、河川管理者に要望を整理していただき、次回運営会議にて委員会としての対応方法について検討することとなった。

4 主な意見

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換

○進め方について

- ・説明資料（第1稿）には様々な委員会や協議会等が記載されているが、これらの位置づけについてまず共通のコンセンサスをとった上で個別に検討した方がいいのではないかと。→項目を全て残さず議論したいので、項目ごとに順番に進めていきたい。その際個別の内容に関わって全体的な意見を言ってもらえばよい。（部会長）

○全体に関わる部分

- ・提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。
- ・住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくということだと思う。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字ではなかったと思う。まだ行政だけで何でもやっという意識が根強いように感じるが、それを変えないと住民との連携は進まない。→この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していけるかを議論している。河川管理者も、今までの河川の管理という考え方から住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。
- ・様々な協議会は、問題点を協議するだけでなく、どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということも協議項目の一つにすべき。
- ・淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協議会にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。→各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考え

ている。(河川管理者)

- ・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちがどう横でつないでいくかが課題である。

→協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されることで住民参加は機能するのではないか。

環境分野

- ・5.2.4の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。

→これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入ってもらいたいと考えている。(河川管理者)

→既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、住民と相談しながらやっていくことが必要。

→地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、CODやBODという行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。人々に関心をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。

→琵琶湖辺で蛍を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれている。水質や生態系をよくしましょうというより、蛍がたくさんいる川を取り戻そうという方が住民には入りやすい。地域の人イメージを持てるような呼びかけが大事であり、そのようなやり方を工夫してほしい。

→住民が積極的に何かやろうとするためにはビジョンが必要である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないかと。

→現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、縦割りでない参加の仕組みを考えるべき。

→河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのですがこのような縦割りの住民参加になる。提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどうか。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。

→5.2.4の4)にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人々の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つ

の汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要があり、ただ協議会に住民の代表を入れてその中で語るだけでは不十分である。子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口を見つけなければならない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その支援体制や助成制度等があることが望ましい。

→河川管理者は、河川を流域としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる間接的な行動にも目を向けて、そこにいかに住民が関わっていくべきか、という視点から見て欲しい。(部会長)

- 様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、全て住民の参加が必要である。資料 2-2 の P4 に環境・利用部会で出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき。その方法や仕組みをつくっていかなければならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。

→住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではない。その意味では、住民は継続的に関わるべく努力すべきである。あるいはそのためのシステムを考えなければならない。(部会長)

- アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、〇〇年の間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのかが問題になる。

○治水分野

- ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれがない。代替案の検討はあったのか。

→今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある意味代替案であったと理解しているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示していきたい。(河川管理者)

→専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくいですが、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。

→説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者)

- 治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画

策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。

→第1稿では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第2稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者)

→中間とりまとめに採用された河川レンジャーについての内容を加筆修正したものを資料2-1補足の2頁以降に載せているので、もう一度委員も含めてよく読んで考えていただきたい。資料2-1補足に記していることだが、河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。

→上記の意見については、部会の意見としても出すが、それを待たずにできれば6/20の委員会で出される予定の第2稿に反映していただきたい。(部会長)

→この資料2-1補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流域センターにもっていくべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になっていくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。

→河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまできっちり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらおう等を検討してほしい。

- ・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。

○利水分野

- ・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしているなので、その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。
- ・5.4の(3)で、農業用水の慣行水利権について法定化の促進と書かれているが、慣行水利権は農地が減ればそれだけ水を取る権利は減るというものである。したがって、法定化しなくても用途間転用は認められるはずであるが、この点に誤解があるのではないか。
→慣行水利権については、おっしゃられた通りで誤解はないと思う。ただ、田んぼの水を考えており、冬場に使っていない慣行水利権をどう転用するかがネックとなっている。これについては、維持用水として必要な部分は転用できない等の問題があり、現在、実態の把握に努めているところである。(河川管理者)
- ・蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャ

一はこのような取り組みもすべき。

利用分野

- ・5.5.1の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でどのような住民参加が行われるべきかをここに入れるべき。
→既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。(河川管理者)
- ・水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。また、地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際公園の付近の人の意見だけではなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。
→水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず委員会が住民に意見を聴く形を考えている。このことについては第2稿でまた委員会に諮りたい。前回“保全”がないという意見があったので、名称の変更も考えている。(河川管理者)
- ・グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づくなら、4.5.2の(1)の最後の4行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはこの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが活きてこない。
→その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第2稿に対して、また意見を言ってもらいたい。(部会長)

ダム

- ・ダムについては、資料2-1P38の<検討の論点>についてもこれでよいか検討してほしい。(部会長)
- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、住民は不信感を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水の使い捨て社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば10が100にもなる。このことも考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼も少しは得られるのではないか。
- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、費用便益分析も必要である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は参入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくるとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明がないと誘導のようになる。

- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、住民が参画して一緒に見直すことが必要だ。
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける必要性を納得してもらえるようでなければならない。
- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないところでの地道な苦勞の結果つくられてきた。住民参加は行政組織の中で評価されずしんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということをおもむく日本社会の価値観に問題がある。目に見えない苦勞を評価する行政システムや社会とならなければならないことを行政の担当者も理解してほしい。
- ・提言には、ダムの建設について住民の社会的合意ということ述べているが、第1稿にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。(部会長)
→ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。(河川管理者)

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から発言があった。

- ・5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(若者討論会)で幾つかの提案をした。この意見聴取試行の会の結果やそこでの意見を琵琶湖部会だけでなく他の部会や委員会などでまた議論してほしい。
- ・川に落ちた子どもに、「だから川に近づくなと言ったでしょ」と母親が強く叱るのを目撃した。住民の意見と言うのは本当に難しいので、その本音を聴く仕組みが必要である。住民の意見を聴くのは大切だが、責任のある人が100年の計を考えて決定して欲しい。また、身近な川の水質検査をしたいと思っているが、なかなか方法がない。どこかへ持っていくと調べてくれるといったことで十分なので、そういったきめ細かい対応が欲しい。
→親の立場からは危険に近づくなと言いたいが、同じ人が環境保全の委員会では川に近づきましょうと言うかもしれない。一人の人間が多面的な意見を持つということも含めて、住民意見は簡単ではない。(委員)

③その他

- ・対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらない。具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい。(河川管理者)
→対話集会の開催場所だが、河川敷以外の3つのテーマに関しては上流のダム建設予定地と下流のダム建設費用を負担する受益者との両方と対話集会をしなければバランス

がとれない。

→これまで委員会で様々な方に意見聴取をしてきたが、そのような方々に、どのような方がファシリテーターに適切であるかを訊いてみるのはどうか。

→その質問に対する反応はこの部会ではなく委員会ですべき。今回はこの部会が終わった後有志の委員に残っていただいて河川管理者と話してはどうか。(部会長)

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。